

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年8月6日(火) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員 2. 高橋 雅浩 委員 3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員 5. 板橋 睦男 委員 6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員 8. 奥山 喜和子委員 9. 時田 将 委員
10. 山田 芳裕 委員 11. 皆川 利一 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員 尾形 真宏 委員 飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員 渋谷 庄司 委員

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長 市村 昌子
事務局次長 浅海 一洋
主事補 田中 一季

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第3号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 7件 |
| 報告第3号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
7番、石井正美委員、

8番、奥山喜和子委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長

議長

時田 議長

1番、古川和昭班長

古川 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

7月31日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計5件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積700平方メートルの内126.15平方メートルの駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は当該地隣接にて梨の直売を行っておりますが、現在、駐車場がなく直売所前に来客が駐車し危険性を伴うことから、新たに来客及び自己用の駐車場を設置するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとし自然浸透させるとともに、畑との境界に土留め鋼板を設置するこ

とにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、直売所の隣接であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

時田 議長
板橋 委員
時田 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めま。

議長

5番、板橋睦男委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

7月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積700平方メートルの内126.15平方メートルの梨畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、現在ある梨棚を撤去すること、また、申請駐車場の梨直売時以外は車両等を置いて駐車場に入れないよう管理することを確認しました。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中は基より施工後は来客等にも周知すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認書提出し、地目変更を行うことを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合することから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,907平方メートルの農地の新規による賃借権で、新たに3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,907平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。
- 時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。
- 時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 田中主事補 議長
- 時田 議長 田中主事補
- 田中主事補 同じく、議案書の4ページをご覧ください。
- 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2をご説明いたします。
- 本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
- 計画は、畑3筆、合計面積10,501平方メートルの内3,147平方メートルの農地の新規による賃借権で、新たに3年間の利用権を設定するものです。
- また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
- 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
- 以上です。
- 時田 議長 現地調査の報告を求めます。
- 尾形 委員 議長
- 時田 議長 尾形真宏推進委員
- 尾形 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。
- 現地は、畑3筆、合計面積10,501平方メートルの内3,147平方メートルの普通畑です。
- 本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を3年間行おうとするものです。
- 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 時田 議長 ありがとうございます。
- それでは質疑に入ります。
- (「なし」との声多数あり)
- 時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3をご説明いたします。

 本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

 計画は、畑4筆、合計面積7,320平方メートルの内4,992.22平方メートルの農地の新規による賃借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。

 また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

 以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を報告いたします。

 現地は、畑4筆、合計面積7,320平方メートルの内4,992.22平方メートルの普通畑です。

 本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

 以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

 それでは質疑に入ります。

 (「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積500平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告いたします。

申請地は、畑1筆、面積500平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

 議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

 続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 議案書の6ページから8ページをご覧ください。

 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について7件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

 続きまして、議案書9ページをご覧ください。

 報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

 以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

 皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 9月 9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子